

私の育休報告

業務と育児の両立を実現するための自宅での業務効率化

当会会員 男性会員 (55期)

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

1 業務と育児の両立

基本的には、比較的朝の時間に自由がきく私が朝の時間に、会社員のため終業時間が比較的決まっている妻が夜の時間に育児を担当することにしていますが、現実にはそううまくいかず、子供の病気や妻の出張などが原因で、早く帰宅することが増えました。

そのため、子供が寝た後に家で仕事をする機会が増えたのですが、その度に裁判の記録を持って帰るわけにもいきません。そこで、地球に優しくなくて恐縮ですが、裁判の記録は自宅用の控えを作成し、自宅でも起案ができる体制を整えています。

また調べ物については、判例はオンラインでの検索が主流になったので自宅でも事務所と同じ環境が整備されていますが、やはり自宅ではスペースの問題もあって十分に文献を揃えることができないのが難点です。私は少しでも自宅で調べ物ができるように、紙の書籍と電子書籍と両方が販売されている場合には、極力電子書籍を購入するようにしています。

電子書籍の利点はキーワード検索が容易なところですが、他の本と並べて読むのが難しく、視認性という意味で紙の本に劣ります（特に六法）。そのため、論点が不明だったり複数の法分野にわたる広範な調査が必要だったりするご相談への対応は、電子書籍だと限

界があるのが悩みです。しかし、論点が比較的明らかなご相談を受けた場合には、電子書籍が威力を発揮します。

2 他の弁護士へのメッセージ

弁護士は、しばしば深夜早朝に及ぶ作業が発生するなど、一般的に労働時間が長いですが、それでも自分で自分の時間が設計しやすいと思います。例えば、期日や会議を一定の曜日や時間帯に集中的に入れば、保育園への送迎（特に送り）の時間を確保することも比較的しやすいと思います。

私も、このように意識して子育てに時間を使うと、送迎を中心に予想以上に育児に貢献できること、そして弁護士はこちらの思い通りにならない展開（反対尋問等）に慣れているので、言うことを聞かない子供への耐性が意外に身についていることを実感しました。

男性会員の皆さんも、忙しい中でも何か1つでも育児の担当分野を作ることをおすすめします。我が家では妻から最も感謝されるのが、深夜や外出時のオムツ替えです。すぐ終わりますし、多少力仕事の面もあるので男性向きです。ついでに外出先で男性のお手洗いにオムツ替え台がほとんどないという社会のインフラの未整備を痛感することもできます。 ■